2557	ガラス製又は陶製容器	1kg	15kg	H1，4H2，4N	15kg	2，複合容器，シリンダー
	プラスチック製容器	1kg				
	金属製容器	1kg				
	プラスチック袋	1kg				

(注)1）水、アルコール又は粘液性物質の減少を防ぐように設計及び製造されていること。
2）容器は爆発的な過剰な圧力を超える圧力及び300kPa（3bar）を超える圧力を開放するよう組み立てられ、かつ、閉じられていること。
3）天然木材、合板、再生木材、ファイバ及びファイバ板製の単一容器は、適切な材質で内張りがされているものに限ること。

「454」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器		
	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
1324	25kg	100kg	1A1，1A2，1B1，1B2，1D，1G，1H1，1H2，1N1，1N2，3A1，3A2，3B1，3B2，3H1，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2，4N

(注)1）「1G，1H1，1H2，3H1，3H2，4G，4H1，4H2」を使用する場合、収納するフィルムの長さは600m以下とすること。
2）容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。
3）輸送許容物件の各リールは、密閉された金属缶又は強固な厚紙若しくはファイバ板製の内装容器に収納され、当該容器の蓋は、接着テープ又は接着紙により固定されたものに限ること。

「Y454」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器			
	内装容器当たりのフィルムの許容質量	包装物当たりの許容質量	総質量	外装容器
1324	1kg	10kg	30kg	ドラム ジェリカン 箱

(注)1）輸送許容物件の各リールは、密閉された金属缶又は強固な厚紙若しくはファイバ板製の内装に収納され、当該容器の蓋は、接着テープ又は接着紙により固定されたものに限ること。
2）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、合板、ファイバ又はプラスチック製に限ること。ただし、ファイバ又はプラスチック製を使用する場合、収納するフィルムの長さは600m以下又は質量は1kg以下とすること。
3）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。ただし、プラスチック製を使用する場合、収納するフィルムの長さは600m以下又は重量は1kg以下とすること。
4）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。ただし、ファイバ板又はプラスチック製を使用する場合、収納するフィルムの長さは600m以下又は質量は1kg以下とすること。

「455」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器		
	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
1944 1945	25kg	100kg	1A1，1A2，1B1，1B2，1G，1H1，1H2，1N1，1N2，3A1，3A2，3B1，3B2，3H1，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2，4N

(注)1）マッチは、容器の中で移動し、又は他のマッチの箱、本又はカードとの摩擦によつて発火しないよう確実に収納すること。
2）マッチは、ホイル若しくは紙により確実に包まれ、又は密閉された内装容器に収納されること。
3）本と組み合わせ、又は一体となつたマッチの内装容器当たりの個数は50個以下とすること。
4）容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「Y455」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器		
	包装物当たりの許容質量	総質量	外装容器
1944 1945	10kg	30kg	ドラム ジェリカン 箱

(注)1）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
2）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
3）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板及びプラスチック製に限ること。
4）マッチは、容器の中で移動し、又は他のマッチの箱、本又はカードとの摩擦によつて発火しないよう確実に収納すること。
5）マッチは、ホイル若しくは紙により確実に包まれ、又は密閉された内装容器に収納されること。
6）本と組み合わせ、又は一体となつたマッチの内装容器当たりの個数は50個以下とすること。